

「令和6年能登半島地震」に係る国税の申告・納付等の一部地域における期限について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県・富山県に納税地のある方の申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

今般、次の地域に納税地があり、申告・納付等の義務のある方の令和6年1月1日から令和6年7月30日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限を、**令和6年7月31日(水)**とすることといたしました。

都道府県名	地域	管轄税務署
石川県	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	金沢署
	羽咋市、宝達志水町、中能登町	七尾署
	小松市、加賀市、能美市、川北町	小松署
	白山市、野々市市	松任署
富山県	富山県全域	富山署、高岡署 魚津署、砺波署

※ 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市又は志賀町に納税地がある方については、引き続き、申告・納付等の期限が延長されております。

なお、振替納税をご利用の方の口座からの振替日は、次のとおりです。

- 1 申告所得税確定申告分：令和6年8月19日(月)
- 2 個人事業者の消費税(確定申告分、中間申告分、課税期間の特例分)：令和6年8月26日(月)

上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

- **令和6年能登半島地震の影響により、期限までに申告等ができない場合には、所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、引き続き、期限延長措置を受けることが可能です。**この手続は、申告等と同時に申請いただくことも可能ですので、状況が落ち着いてから最寄りの税務署にご相談いただくようお願いします。
- また、申告は可能であっても、令和6年能登半島地震により、財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

○ご質問・ご不明な点は、国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)へお問い合わせください。

○災害に関する各種税制措置の詳細は、国税庁ホームページ「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」などで随時お知らせする予定です。

